

最終処分場の設置業者様  
各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会



## 維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続き説明会の開催について（ご案内）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、当連合会では、「維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続き説明会」を下記のとおり開催します。

この説明会は、最終処分場の維持管理積立金を損金として算入する税制上の特例措置（特定災害防止準備金制度）について、同措置の利用拡大を図るために開催するものです。

説明会では、当連合会が令和2年12月11日付で最終処分場の設置事業者様に送付しました「特定災害防止準備金（維持管理積立金）制度の税務手続きに関する手引き」及び「最終処分場設置者の税制優遇について（お知らせ）」を使用し、オンライン形式にて開催します。

今回の説明会の対象は、維持管理積立金の損金算入措置を利用されていない最終処分場の設置事業者様としておりますが、すでに当該損金算入措置を利用されている最終処分場の設置事業者様につきましても説明会への参加は可能です。

なお、当該損金算入措置は、2年ごとに制度の見直しが行われており、現状の同措置の利用状況のままでは次回の見直し（令和4年度）において廃止となる可能性が強まっています。このため、同措置を利用されていない事業者様におかれましては、今回の説明会に奮ってご参加いただき、同措置を利用していただくことができるようお願い申し上げます。

### 記

#### <開催日時>

- 第1回：令和3年3月16日（火）午後3時～午後4時（予定）
- 第2回：令和3年3月24日（水）午後3時～午後4時（予定）

ただし、各回とも事前にお寄せいただいた質問が少ない場合は、これよりも早い時間に終了します。

#### <開催方法>

○ZOOM を利用したオンライン形式により開催（ミーティング ID 等は改めてメールにてご案内します。）

#### <定員>

○各回50名（参加申込先着順。ただし、参加申込みが多数の場合には損金算入措置を利用されていない最終処分場の設置事業者様を優先します。）

#### <参加資格>

○当連合会正会員協会（各都道府県協会）会員企業（最終処分場の設置事業者に限る。）で、かつ、当該会員企業において最終処分場の法人等の決算業務の担当者、顧問税理士等。

（裏面に続く）

## <参加費>

- 無料（通信料金等は自己負担）

## <説明会参加申込（ウェブ受付）>

- 連合会ウェブサイトの以下の説明会専用ページ「維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続き説明会」にアクセスし、パソコン等を用いてお申し込みください（トップページの最新情報からアクセスできます）。申込み締め切りは3月9日（火）とします。
- 一台のパソコン等を複数名が視聴する場合は、代表者のみお申し込みください。視聴者全員分の申込は不要です。
- 資料は、「特定災害防止準備金（維持管理積立金）制度の税務手続きに関する手引き」及び「最終処分場設置者の税制優遇について（お知らせ）」を用います。  
資料は、各自にて、説明会専用ページからダウンロードしてください。

説明会専用ページ「維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続き説明会」

URL : <http://www.zensanpairen.or.jp/維持管理積立金の損金算入措置・税務手続説明会/>

## <講師へのご質問等の受付について>

- 維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続について講師にご質問がある方は、説明会参加申込時に入力・ご登録ください。説明会の時に、説明者の税理士がご質問にお答えします（ご質問者の会社名等の情報は公表しません。）。
- 以下のご質問にはお答えできませんのでご注意ください。また、ご質問以外のご意見及びご要望等についても受け付けることはできません。
  - ・説明会参加申込時の入力・ご登録以外の手段（電話、ファックス、口頭等）によるご質問
  - ・維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続以外のご質問
  - ・説明会当日のご質問

## <プログラム>

1. 主催者挨拶：杉田 昭義（当連合会副会長・最終処分部会長）
2. 「特定災害防止準備金（維持管理積立金）制度の税務手続きに関する手引き」及び「最終処分場設置者の税制優遇について（お知らせ）」の説明
  - ・説明者：税理士 盛永 崇也 氏
3. 事前にご提出いただいたご質問への応答（上記の「講師へのご質問等の受付について」をお読みください。）

○本説明会に関する問い合わせについては、下記のeメールアドレスまでお送りください。

○新型コロナウイルス感染症対策のため政府によるテレワーク要請に対応する必要があることから、説明会専用ページ以外からの参加の申込み、電話及びファックス等のeメール以外の方法による問合せ等は不可とさせていただきます。

- ・eメールアドレス：zeisei21@zensanpairen.or.jp
- ・宛先名：税務手続き説明会担当

以上